

報道関係者 各位

令和7年11月12日（水）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部労災補償課

課長 西川 絢

労災管理調整官 松山 雅彦

（直通電話）099（223）8280（17:15 まで）

099（216）8617（18:15 まで）

労災保険の詐欺被害に関する刑事告発について

鹿児島労働局長は、令和6年3月18日、労働者災害補償保険の詐欺被害について、鹿児島県鹿児島市在住の40代の男性を鹿児島中央警察署長に刑事告発しました。

1 詐欺被害の概要

被告発人は医療用装具等の製造会社を経営していたが、令和4年3月、労働者災害補償保険の義肢等補装具支給制度からの義足支給を希望する者に対して義足を納入したように装い、当該義足にかかる虚偽の請求書を作成して鹿児島労働局へ提出した。

鹿児島労働局長は、被告発人から提出された虚偽の請求書に基づき、労働者災害補償保険から被告発人に対し義肢等補装具購入費用を支払った。これにより、被告発人は鹿児島労働局から義肢等補装具購入費用を詐取した。

2 関係法令

（1）詐欺（刑法第246条第1項）

人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の拘禁刑に処する。

（2）公民の告発義務（刑事訴訟法第239条第2項）

官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

<参考>

1 労働者災害補償保険法（労働者災害補償保険法第 1 条及び第 2 条より）

労働者災害補償保険は、業務上の事由、〈略〉又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、〈略〉又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

労働者災害補償保険は、政府が、これを管掌する。

2 義肢等補装具費

業務災害、〈略〉又は通勤災害により傷病を被った者（以下「被災労働者」という。）等にあつては、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢その他の補装具等（以下「義肢等補装具」という。）を必要とすることがあることにかんがみ、これらの者の社会復帰の促進を図るため、労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項の社会復帰促進等事業として義肢等補装具の購入又は修理に要した費用を支給する。

被災労働者が、義肢等補装具の購入費用又は修理費用の代理受領を義肢等補装具事業者に委任する場合には、義肢等補装具事業者が被災労働者に代わり、所轄局長に「義肢等補装具購入・修理費用請求書」等を提出することができる。